

9 新たな人材を確保したい

農業法人などによる合同会社説明会を開催します。

支援内容

全国及び各都道府県に設置する就農相談窓口に求人情報を登録していただければ、就農希望者に求人情報を提供します。

また、従業員を募集している農業法人等と就農希望者のマッチングを行うための合同会社説明会を開催します。

<事業名: 農の雇用事業>

【お問い合わせ先】 全国農業会議所 <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/>
(TEL:03-6910-1126)または各都道府県の農業会議



10 就農希望者を雇いたい

新規就農者を雇用する農業法人を支援します。

支援内容

雇用予定の新規就農者の適性を確認できるよう、雇用前に短期間の就業体験の実施を支援します。(就業体験の実施に対し、2万円を助成)

また、農業法人が、就農希望者を雇用した後に、実践的な農業技術や経営ノウハウを習得するための研修を行う場合、研修に要する経費(最大で月9万7千円)を最長12ヵ月間助成します。

研修実施に対する助成金を受けるためには、就農希望者を正社員として雇用し、保険(雇用・労災)に加入することなどの要件を満たす必要があります。

<事業名: 農の雇用事業>

【お問い合わせ先】 全国農業会議所 <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/> (TEL:03-6910-1126)
または各都道府県の農業会議

11 従業員の支援をしたい

法人で働く従業員の方を支援します。

支援内容

農業法人等が、就農希望者に対して実践的な農業技術や経営ノウハウを習得するための研修を行う場合、研修に要する経費（最大で月9万7千円）を12ヶ月間助成します。

助成金を受けるためには、就農希望者を正社員として雇用し、保険（雇用・労災）に加入することなどの要件を満たす必要があります。

<事業名：農の雇用事業>

【お問い合わせ先】 全国農業会議所 <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/> (TEL:03-6910-1126)
または各都道府県の農業会議

支援内容

○就農支援資金

新たに農業経営を開始する方や、就農希望者を新たに採用しようとする農業法人等の経営体を資金面から支援します。（無利子資金の貸付）

就農希望者を新たに採用しようとする農業法人等

就農研修資金 新規就農者に農業大学校などの研修教育施設、国内外の先進農家などで研修を実施させるのに必要な資金（貸付限度額200万円）

就農準備資金 新規就農者が行う住居の移転、資格の取得、就農先の調査などの就農の事前の準備に必要な資金（貸付限度額200万円）

現在農業法人の従業員で、独立経営を開始する方

就農研修資金 農業大学校などの研修教育施設、国内外の先進農家などでの研修に必要な資金（貸付限度額200万円）

就農準備資金 住居の移転、資格の取得、就農先の調査などの就農の事前の準備に必要な資金（貸付限度額200万円）

就農施設等資金 農業経営を開始する際の施設の設備、機械の購入などに必要な資金（貸付限度額3,700万円）

○就農計画を作成し、都道府県知事から認定（認定就農者）を受けることが必要です。

○償還期間（うち据置期間）

- ・就農研修資金、就農準備資金：青年12年以内（4年以内）、青年以外7年以内（2年以内）
- ・就農施設等資金：12年以内（5年以内）

※青年・・・15歳以上30歳未満の方（都道府県知事の特認により40歳未満の方）
青年以外・・・55歳未満の方（都道府県知事の特認により65歳未満の方）

<資金名：就農支援資金>

【お問い合わせ先】 最寄りの都道府県、普及指導センター、青年農業者等育成センター

【パンフレット】 http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_kasituke/syunou_shikin/pdf/s_leaflet_2010.pdf

支援内容

○ 経営体育成支援事業（新規就農者補助事業）

従業員の方が農業法人から独立し、経営を始める場合に、自らの経営で使う農業機械や施設等を導入する際に経費の一部（上限400万円、補助率1/2以内）を助成します。

○就農計画を作成し、都道府県知事から認定(認定就農者)を受けることが必要です。

<事業名:経営体育成支援事業(新規就農者補助事業)>

【お問い合わせ先】最寄りの市町村

【ホームページ】 http://www.maff.go.jp/j/keiei/keikou/kouzou_taisaku/k_keiei_sien.html

12 経営を次の世代に引き継ぎたい

→ 後継者がいない農業者が有する経営資産や技術を、就農希望者へ円滑に継承できるよう支援します。

支援内容

意欲ある就農希望者に経営を引き継ぐことを希望する場合に、継承を希望する者の紹介、お互いの適性を確認するための短期間の就業体験、農業経営の引継ぎに必要な研修の実施について支援します。

- ・ 経営の移譲を希望する農業者に対し、継承を希望する者を紹介します。また、互いの適性を確認するための短期間の就業体験の実施を支援します。（就業体験の実施に対し、2万円を助成）
- ・ 経営を移譲する農業者が、経営を継承する者（自社の従業員等は除きます）に対して、栽培技術や経営ノウハウを引き継ぐための研修を実施する場合、研修に要する経費（最大月額9万7千円、最長12ヶ月間）を助成します。
- ・ 地元の行政、農業委員会、普及組織等によるサポート体制を構築し、円滑な継承を支援します。

<事業名:農の雇用事業>

【お問い合わせ先】全国農業会議所 <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/> (TEL:03-6910-1126)

または各都道府県の農業会議



13 農業用機械等を新たに導入したい

融資で農業用機械等を導入する場合、融資残の自己負担部分を助成します。

支援内容

主に融資を活用して、農業用機械・施設※¹を導入する場合、融資残の自己負担部分に対し、取得額の $3/10$ ※²までを上限として助成します。

例えば、1,000万円のトラクターを購入する際、600万円の融資を受け、自己負担分が400万円の場合、取得額（1,000万円）の $3/10$ となる300万円の範囲内で助成します。

※¹ 残存耐用年数がおおむね5年以上であって20年以下のもの（中古農業用機械は2年以上）に限ります。

※² 助成率は、事業費に占める融資率や経営体の経営改善に関する目標等を勘案して定められた助成限度率の範囲内となります。また、助成限度率は最大 $3/10$ となっています。



<事業名：経営体育成支援事業（融資主体型補助事業）>

【お問い合わせ先】最寄りの地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会等

条件不利地域における共同利用機械等の導入費の一部を助成します。

支援内容

経営規模の零細な地域等において、共同利用機械・施設※を導入する場合、事業費の $1/2$ （機械は $1/3$ ）以内を助成します。

経営規模の零細な地域等とは、農家1戸当たりの平均農地面積がおおむね0.5ha（北海道は2ha）未満、かつ、農地面積が0.5ha（北海道は2ha）未満の農家が5割以上を占める地域等です。

※ 残存耐用年数がおおむね5年以上であって20年以下のもの（中古農業用機械は2年以上）に限ります。

<事業名：経営体育成支援事業（条件不利地域型）>

【お問い合わせ先】最寄りの地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会等



14 農地等の基盤整備をしたい

基盤整備に係る事業費の一部を補助します。

支援内容

都道府県、市町村、土地改良区等が事業主体となって基盤整備を行う場合、事業費の1/2について補助を行います。

区画整理、農業用排水施設、農道、暗渠排水、客土等が対象となります。

<事業名：戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業等>
【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局

15 基盤整備に伴う経費負担を減らしたい

農家負担金を軽減します。

支援内容

認定農業者などの担い手の経営面積の集積増加率等が一定以上になることが見込まれる場合、土地改良事業等の農家負担金について、5/6を限度に無利子融資または当該年度の年償還金の利子相当額を助成します。

土地改良事業等の農家負担金が対象となります。

<事業名：農家負担金軽減支援対策事業（水田・畑作経営所得安定対策等支援事業、経営安定対策基盤整備緊急支援事業）、経営体育成促進事業（担い手育成農地集積事業）>
【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局

16 基盤整備と併せて規模拡大したい

基盤整備を契機に、認定農業者などに農地を集積する場合に支援します。

支援内容

区画整理、農業用排水施設等の生産基盤の整備を支援します。
また、認定農業者等に農地を集約するための土地利用調整に関する話し合いの経費や、基盤整備に係る農家負担金に充当するなど、様々な活動を支援します。

集積の実績に応じて、最大で事業費の7.5%分の促進費を支援します。

<事業名：戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金 等>
【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局

果樹産地構造改革計画を策定している産地の担い手が、優良品目・品種への転換、小規模な園地整備などを行う場合に支援が受けられます。

支援内容

果樹産地構造改革計画に基づき、担い手が優良品目・品種への転換、小規模園地整備（園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良）、かん水施設設置等を行う場合に、事業費の1/2（一部定額）の範囲内で助成します。（果樹経営支援対策事業）

- ・ 高収益が見込める優良品目・品種への改植・高接
- ・ 園地での作業の省力化を図り生産性を向上するための園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良
- ・ 高品質果実の生産を図るための点滴かん水設備の設置

などが実施できます。



果樹経営支援対策事業により、優良品目・品種への改植を実施した場合に発生する未収益期間に対して支援が受けられます。

支援内容

果樹経営支援対策事業により、優良品目・品種への改植を実施した場合に発生する未収益期間に対して助成（★）します。

（★）補助率：定額

面積単価（5万円／10a）× 支援年数（改植の翌年から4年分）を初年度に一括交付

※下限面積は5a

<事業名：果樹・茶支援対策事業>

【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局



18 環境にやさしい農業に取り組んで差別化をはかりたい

戸別所得補償制度の本格実施に併せて、現行の農地・水・環境保全向上対策とは切り離し、全国すべての農地を対象に、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者、集落営農に対して直接支援します。

環境保全型農業直接支払交付金

支援内容

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じて支援します。

<支援対象者>

次の①、②の要件をすべて満たす、販売を目的として生産を行う農業者（法人を含む）、共同販売経理を行う集落営農、農業者グループが支援の対象となります。

- ① エコファーマー認定を受けていること
- ② 農業環境規範に基づく点検を行っていること

<支援対象取組>

- ◇ 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とカバークロップの作付を組み合わせた取組
- ◇ 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とリビングマルチ・草生栽培を組み合わせた取組
- ◇ 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組と冬期湛水管理を組み合わせた取組
- ◇ 有機農業の取組（化学肥料・農薬を使用しない取組）

<支援水準>

- ・ 国の支援単価は4,000円/10aです。
- ・ 国の交付金の交付額は、支援単価に支援対象取組の実施面積を乗じて算出します。
- ※ 国からの交付金は、原則として地方公共団体が国と同額の負担（4,000円/10a）を行う取組に対して交付します。

<事業名：環境保全型農業直接支援対策>

【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局・農政事務所



19 低利な融資を受けたい

貸付当初5年間実質無利子で融資が受けられます。

支援内容

平成23年度に認定農業者が借り入れるスーパーL資金及び農業近代化資金の金利を、貸付当初5年間最大2%引き下げます。

平成23年 3月18日現在の金利水準（償還期間に応じて0.75~1.6%）なら、貸付当初5年間実質無利子で融資を受けることができます。資金は、農業用機械等の取得費などに使えます。

<資金名:スーパーL資金、農業近代化資金>

【お問い合わせ先】最寄りの日本政策金融公庫、JA、都道府県、市町村、普及指導センター

チャレンジ性のある取組に対して無利子で融資が受けられます。

支援内容

農業改良資金について、創意と自主性を生かし新たにチャレンジする取組に対して、法人の場合は1億5,000万円まで無利子で融資します。

※総合化事業計画及び農商工等連携事業計画の認定を受けた者は、償還期限が10年から12年（据置期間が3年から5年）以内に延長される場合があります（総合化事業計画及び農商工等連携事業計画については、「[8 新しいビジネスプラン実現のための支援が欲しい](#)」をご覧ください）。

<資金名:農業改良資金>

【お問い合わせ先】最寄りの日本政策金融公庫、JA等融資機関、普及指導センター

20 できるだけ早く資金を借りたい

少額の資金であれば、融資の可否の判断を迅速に行います。

支援内容

スーパーL資金、農業近代化資金について、500万円までの資金であれば、無担保・無保証人での融資の可否が最速1週間（クイック融資）で判断されます。

<資金名:スーパーL資金、農業近代化資金>

【お問い合わせ先】最寄りの日本政策金融公庫、JA、都道府県、市町村、普及指導センター

21 資金を借りたいが、担保や保証人が不安

経営状況等を評価した上で、一定額まで無担保・無保証人で融通します。

支援内容

スーパーL資金について、認定農業者の経営能力や経営状況等を積極的に評価して、法人では直近決算の売上高に応じた限度額又は資本勘定のいずれか低い額を無担保・無保証人で融通します。

<資金名:スーパーL資金(円滑化融資制度)>

【お問い合わせ先】最寄りの日本政策金融公庫

22 将来の農地や機械の取得に備えて自己資金を確保したい

農業者戸別所得補償制度の交付金等を活用して、計画的に規模の拡大や機械整備の高度化を図る法人を税制面から支援します。

支援内容

農業経営改善計画等に従って、対象の交付金等を農業経営基盤強化準備金として積み立て、それを活用して農地等を取得した場合等には、税制上の特例措置が受けられます。

交付金等は、原則、法人課税の対象となりますが、この特例を利用して準備金(内部留保)や農業用固定資産の取得等に充てると課税が繰り延べられます。

※ この特例の適用を受けるためには、青色申告により確定申告を行う必要があります。また、確定申告書には、農林水産大臣の証明書等の添付が必要となります。

<事業名：農業経営基盤強化準備金制度>

【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局・農政事務所



Memo

23 共済制度や税制措置について知りたい

経営者の皆様向けの退職金制度があります。

支援内容

生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、廃業時・退職時に共済金を受け取れます。なお、事業資金等の貸付制度を利用することもできます。

<対象者・要件等>

常時雇用する従業員が20人以下の法人の役員が対象となります。
掛金は全額所得控除（月7万円、年84万円まで）対象です。

<事業名：小規模企業共済>

【お問い合わせ先】独立行政法人中小企業基盤整備機構共済相談室（TEL:050-5541-7171）
社団法人日本農業法人協会（TEL:03-6268-9500）

取引先の倒産時にあなたの会社を守ります。

支援内容

加入後6ヵ月以上経過して取引先事業者が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内（最高3,200万円※¹）で回収困難な売掛金債権等の額以内の共済金の貸付けを受けることができます。

<対象者・要件等>

資本金の額または出資の総額が3億円以下の法人が対象となります。

※ 農事組合法人は加入できません。

掛金は全額損金計上（月8万円※²、年96万円※³まで）できます。

※ 平成23年10月までに※¹は8,000万円、※²は20万円、※³は240万円まで引き上げられます。

<事業名：経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）>

【お問い合わせ先】独立行政法人中小企業基盤整備機構共済相談室（TEL:050-5541-7171）
社団法人日本農業法人協会（TEL:03-6268-9500）

従業員が安心して働けるように、退職金の積み立てを支援します。

支援内容


従業員のための退職金の積立金に対して国の助成を受けることができます。なお、掛金は損金として全額非課税となり、パートタイマーの方も加入することができます。

<対象者・要件等>

常時雇用する従業員数が300人以下または資本金・出資金の額が3億円以下であれば対象となります。

<事業名：中小企業退職金共済制度>

【お問い合わせ先】独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
（TEL:03-3436-0151（代表））
社団法人日本農業法人協会（TEL:03-6268-9500）

 従業員の定年の65歳以上への引上げや定年の定めを廃止する場合、奨励金が支給されます。


支援内容

65歳以上の定年制の導入や定年の定めを廃止を実施した場合、企業規模や導入した制度に応じて奨励金が支給されます。

例えば、就業規則で定年を65歳へ引き上げた場合には、企業規模に応じて40～80万円の奨励金が1回に限り支給されます。

<対象者・要件等>
雇用保険の常用被保険者数が300人以下の法人が対象となります。

<事業名：中小企業定年引上げ等奨励金>
【お問い合わせ先】都道府県の雇用開発協会、雇用支援センター等

 機械・装置等の対象設備・資産を導入した場合、税制の特別措置を受けることができます。

支援内容

機械・装置、コンピュータ、高額なソフトウェア、普通貨物自動車等を対象に、7%の税額控除または30%の特別償却を受けることができます（資本金が3千万円を超える法人は特別償却のみ）。

<対象者・要件等>
資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人が対象となります。また、適用対象資産には一定の要件があります（例えば、機械・装置は1台の取得価額が160万円以上のものが対象です）。

<事業名：中小企業等投資促進税制>
【お問い合わせ先】最寄りの国税局又は税務署の税務相談窓口

 従業員の教育訓練費の額に応じて法人税の控除が受けられます。

支援内容

労務費に占める従業員の教育訓練費の割合が0.15%以上の場合、教育訓練費の額の一定割合について、法人税の税額控除を受けることができます。

<対象者・要件等>
青色申告書を提出する、資本金または出資金の額が1億円以下の法人が対象となります。また、算出の根拠となる労務費は、従業員に対する給与等、法定福利費、教育訓練費の合計額となります。

※ 教育訓練費の額の12%相当額、対象事業年度における法人税額の20%相当額のうち、額の低い方が税額控除限度額となります。

<事業名：人材投資促進税制>
【お問い合わせ先】中小企業庁 経営支援課（TEL:03-3501-1763）

農業担い手メールマガジンのご案内

「農業担い手メールマガジン」は、農林水産省経営局経営政策課が発行するメールマガジンです。

平成20年度より内容を一新して、農業者や農業関係者の皆様との双方向の情報受発信を行うためのツールの一つとして、本メールマガジンを活用していきます。

[対象]

現場で頑張っている農業者や農業関係者の皆様

[内容]

下記のような内容を中心に、メールマガジンに対するご意見・ご質問を踏まえながら、読者の方々に関心が高い特定のトピックスについて、特集を組んでいくことも考えています

- 行政担当者から現場の農業者の方々へのメッセージ
- 新規事業の紹介
- 事業活用に向けたワンポイント・アドバイス
- よくあるご質問に対するQ&A

[配信頻度] 月2回

[配信手続]

配信申し込みページは、各種検索エンジンから「農業担い手メールマガジン」で検索してください。申し込みページにつながります。

(http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n_mailmaga/index.html)

農業担い手メールマガジン

検索



「お問い合わせ先」一覧

ご紹介した各種支援策について、ご質問等がございましたら、下記までお気軽にご連絡ください。

北海道農政事務所農政推進課	011-642-5479(直通)
東北農政局経営・事業支援部担い手育成課 〔青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県〕	022-263-1111(内線4113)
関東農政局経営・事業支援部担い手育成課 〔茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県〕	048-600-0600(内線3810)
北陸農政局経営・事業支援部担い手育成課 〔新潟県 富山県 石川県 福井県〕	076-263-2161(内線3355)
東海農政局経営・事業支援部担い手育成課 〔岐阜県 愛知県 三重県〕	052-201-7271(内線2444)
近畿農政局経営・事業支援部担い手育成課 〔滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県〕	075-451-9161(内線2727)
中国四国農政局経営・事業支援部担い手育成課 〔鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県〕	086-224-4511(内線2183)
九州農政局経営・事業支援部担い手育成課 〔福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県〕	096-211-9111(内線4317,4318)
沖縄総合事務局農林水産部経営課	098-866-0031(内線83282)

農林水産省経営局経営政策課 03-6744-0577